



# 第4回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

## ■ 開催日時

2018年5月30日（水曜日）午前10時  
受付開始は午前9時を予定しております。

## ■ 開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 4階 「扇」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡  
制限付株式の付与のための報酬決定の件

## ■ 目次

|                |    |
|----------------|----|
| 第4回定時株主総会招集ご通知 | 1  |
| 株主総会参考書類       | 3  |
| 事業報告           | 9  |
| 計算書類           | 26 |
| 監査報告           | 29 |

証券コード：6532



BayCurrent Consulting

株式会社ベイカレント・コンサルティング

証券コード 6532  
2018年5月14日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号  
虎ノ門ヒルズ森タワー9階  
株式会社ベイカレント・コンサルティング  
代表取締役社長 阿 部 義 之

### 第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2018年5月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年5月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 4階 「扇」  
昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、  
お間違えのないようお願い申し上げます。  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第4期（2017年3月1日から2018年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 議決権の行使についてのご案内  
(1) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年5月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

- (2) インターネット等による議決権行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（33頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、2018年5月29日（火曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.baycurrent.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、この個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.baycurrent.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として、「事業報告 1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況」及び「事業報告 1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載しております。

なお、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第4期の財務諸表につきましては、2018年5月30日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第4期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は610,654,280円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2018年5月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>（生年月日）                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>【再任】                                                                                                                                                                                                   | 阿部 義之<br>あべ よし ゆき<br>（1966年4月4日）      | 2008年9月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社<br>2008年11月 同社執行役員<br>2015年5月 当社取締役 コンサルティング&IT事業本部長<br>2016年12月 当社代表取締役社長（現任） | 33,180株    |
| （取締役候補者とした理由）<br>2008年に旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社後、同社執行役員に就任し、コンサルタント事業部門を統括する責任者として、2016年から当社代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                       |                                                                                                            |            |
| 2<br>【再任】                                                                                                                                                                                                   | 池平 謙太郎<br>いけ ひら けんたろう<br>（1977年10月1日） | 2007年9月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社<br>2015年4月 当社執行役員<br>2015年5月 当社取締役<br>2015年6月 当社取締役営業本部長（現任）                   | 43,840株    |
| （取締役候補者とした理由）<br>2007年に旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社後、営業部門の責任者として、2015年から当社取締役営業本部長として継続的な業績拡大に貢献してまいりました。当社の営業活動の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                   |                                       |                                                                                                            |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>ふりがな<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                  | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3<br>【再任】                                                                                                                                                                                                            | 中村公亮<br>なかむらこうすけ<br>(1982年7月7日) | 2007年1月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社<br>2015年4月 当社執行役員<br>2015年5月 当社取締役管理本部長（現任）        | 71,080株    |
| (取締役候補者とした理由)<br>2007年に旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社後、管理部門の責任者として、2015年から当社取締役管理本部長として財務・会計・労務・IR体制の構築に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。              |                                 |                                                                                |            |
| 4<br>【新任】                                                                                                                                                                                                            | 関口諭<br>せきぐちさとし<br>(1978年6月29日)  | 2011年5月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社<br>2013年3月 同社執行役員<br>2018年4月 当社執行役員コンサルティング本部長（現任） | 一株         |
| (取締役候補者とした理由)<br>2011年に旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社後、同社及び当社の執行役員として、コンサルティングサービスの提供に貢献してまいりました。また、2018年4月に当社コンサルティング本部長に就任しており、当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。         |                                 |                                                                                |            |
| 5<br>【再任】                                                                                                                                                                                                            | 小路敏宗<br>しょうじとしむね<br>(1984年7月5日) | 2013年12月 弁護士登録<br>2013年12月 中央総合法律事務所入所（現任）<br>2016年3月 当社社外取締役（現任）              | 200株       |
| (社外取締役候補者とした理由)<br>小路敏宗氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって2年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家として、豊富な経験と見識をもとに当社の経営の監督を行う取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                 |                                                                                |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                   | 氏名<br>ふりがな<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6<br>【新任】                                                                                                                                                               | 佐藤 真太郎<br>さとう しんたろう<br>(1974年3月1日) | 2000年10月 弁護士登録<br>2000年10月 TMI 総合法律事務所入所<br>2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立<br>同所代表（現任） | 一株         |
| (社外取締役候補者とした理由)<br>佐藤真太郎氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家として、豊富な経験と見識をもとに当社の経営の監督を行う取締役として適切であると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                    |                                                                               |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の阿部義之氏、池平謙太郎氏、中村公亮氏、関口 諭氏は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社ベイカレント・コンサルティングからの入社であります。
3. 小路敏宗氏、佐藤真太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は小路敏宗氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、小路敏宗氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 佐藤真太郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、小路敏宗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 佐藤真太郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。



### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性をさらに高めるとともに、当社の中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2016年5月26日開催の第2回定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額（年額380,000,000円以内）とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額300,000,000円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしては



- ならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 退任時の取扱い  
対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 譲渡制限の解除  
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 組織再編等における取扱い  
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) その他取締役会で定める事項  
上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社取締役会において定める事項を本割当契約の内容とする。
- (ご参考)  
当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社幹部社員に対しても譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

( 2017年 3 月 1 日から  
2018年 2 月28日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調が続いております。海外の経済は、緩やかに回復しておりますが、欧米の政治動向への懸念、中国をはじめアジア諸国の経済動向や地政学的リスクの高まり等によって、先行きが不透明な状況が続いております。

当事業において支援している昨今の企業経営者は、市場環境が激しく変化する状況のなか、企業価値の向上を目指すため、グローバル化、業界再編、働き方改革、新たな事業モデルの構築等の課題に直面しており、それらを実現し、生産性を向上させるためのデジタル技術の活用が不可欠な状況にあります。そのため、これら経営課題を解決し、企業経営をサポートできるコンサルティングニーズが高まっております。

当社は、このような経営環境のもと、あらゆる業界に対する戦略立案からビジネスプロセス改革、そして実行までの一連のサービスをワンストップで提供できる強みを持って、事業活動を進めてまいりました。

これらの結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上高20,423,923千円（前期比18.9%増）、営業利益3,264,363千円（同42.8%増）、経常利益3,183,931千円（同49.1%増）、当期純利益1,985,743千円（同72.1%増）となりました。

また、当社は、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しております。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の業績は、売上収益20,438,274千円（前期比18.9%増）、営業利益4,150,228千円（同28.8%増）、税引前利益4,053,074千円（同30.8%増）、当期利益2,865,878千円（同36.7%増）となりました。併せて、「1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況も記載しております。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権行使のご案内

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

日本基準に基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                            | 第 1 期<br>(2015年2月期) | 第 2 期<br>(2016年2月期) | 第 3 期<br>(2017年2月期) | 第 4 期<br>(当事業年度)<br>(2018年2月期) |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                     | 5,564,931           | 15,833,677          | 17,176,077          | 20,423,923                     |
| 経 常 利 益 (千円)                   | 44,249              | 2,204,146           | 2,135,581           | 3,183,931                      |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)          | △10,195             | 1,106,771           | 1,153,978           | 1,985,743                      |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △4.67               | 58.51               | 74.72               | 130.52                         |
| 総 資 産 (千円)                     | 23,458,387          | 23,509,895          | 22,808,681          | 23,113,207                     |
| 純 資 産 (千円)                     | 8,839,805           | 9,371,834           | 10,621,602          | 11,456,538                     |
| 1株当たり純資産 (円)                   | 496.03              | 607.22              | 686.20              | 750.20                         |

- (注) 1. 当社の第1期は2014年4月18日から2015年2月28日までの期間を事業年度としております。
2. 当社は、第1期の2014年10月1日に旧ペイカレント・コンサルティングを吸収合併したことで営業活動を全面的に継承しており、当社の第1期における実質的な営業活動は、2014年10月1日から2015年2月28日までの5ヶ月間であります。
3. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第1期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(参考情報)

IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 1 期<br>(2015年2月期) | 第 2 期<br>(2016年2月期) | 第 3 期<br>(2017年2月期) | 第 4 期<br>(当事業年度)<br>(2018年2月期) |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 収 益 (千円)         | 5,564,931           | 15,833,677          | 17,188,474          | 20,438,274                     |
| 税 引 前 利 益 (千円)       | 627,077             | 2,581,816           | 3,097,742           | 4,053,074                      |
| 当 期 利 益 (千円)         | 372,334             | 1,550,986           | 2,096,764           | 2,865,878                      |
| 基本的1株当たり当期利<br>益 (円) | 31.95               | 107.04              | 135.76              | 188.36                         |
| 資 産 合 計 (千円)         | 24,250,846          | 25,380,537          | 25,698,900          | 27,024,920                     |
| 資 本 合 計 (千円)         | 7,652,669           | 10,972,501          | 13,182,156          | 14,906,259                     |
| 1株当たり資本合計 (円)        | 558.59              | 711.58              | 852.11              | 976.41                         |

- (注) 1. 当社は、IFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。
2. 上記、第1期から第4期までの数値に関し、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第4期の財務諸表につきましては、2018年5月30日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。
3. 当社の第1期は2014年4月18日から2015年2月28日までの期間を事業年度としております。
4. 当社は、第1期の2014年10月1日に旧ベイカレント・コンサルティングを吸収合併したことで営業活動を全面的に継承しており、当社の第1期における実質的な営業活動は、2014年10月1日から2015年2月28日までの5ヶ月間であります。
5. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第1期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり資本合計を算定しております。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権行使のご案内

(3) **重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

(4) **対処すべき課題**

① **優秀な人材の採用と育成**

当社は、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社が支援しているあらゆる業界の企業経営者に対する支援サービスは、知識集約ビジネスであり、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が当社の成長に影響すると考えております。そのため、さまざまなバックグラウンドを持った優秀な人材の採用を進め、各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力することで、モチベーションの向上に努めてまいります。

また、多種多彩な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図るとともに、自主性を重んじた個人の成長を最大限に引き出し、提案力・人間性の両面からの向上を図っております。

なお、当社は、数々のプロジェクトを業界やサービス領域を超えて手がけてきたプロフェッショナルだからこそ、クライアントのニーズに応えた実現性のある戦略立案ができると考えております。このため、特定の領域に限定することなく、様々な業界のプロジェクトを経験した高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

② **サービスの高付加価値化**

当社は、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これら実行までの戦略立案等の総合的な経営支援サービスを提供することで、サービスの高付加価値化ができると考えております。今後は、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、企業経営をサポートできるプロジェクトへの関与と、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化することで、さらなるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

③ **安定した稼働率の維持**

当社は、高い収益性を維持して持続的な成長をするために安定した稼働率（全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合）を維持することが重要であることを認識しております。そのためには、安定した稼働率を維持し、収益力を高めるための営業活動に取り組んでまいります。

④ **グローバルな総合コンサルティングファームとしての成長とビジネスの拡大**

当社は、グローバルに事業を展開しているクライアントの海外現地における支援ビジネスを拡大するために、アジア地域を中心とした海外への展開が必要であると考えております。そのためには、中長期的に東南アジア、東アジアにおけるビジネスの拡大に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年2月28日現在）

| 事業内容       | 主要なサービス                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------|
| コンサルティング事業 | 戦略・ビジネスプロセスコンサルティング、ITコンサルティング、システムインテグレーションにおけるサービスの提供 |

(6) 主要な営業所（2018年2月28日現在）

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都 港区 |
|---|---|--------|

(7) 使用人の状況（2018年2月28日現在）

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,358名 | 164名増     | 32.2歳 | 4.1年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 使用人数が前事業年度末に比べ164名増加しておりますが、これは業容拡大による中途採用及び新卒採用の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2018年2月28日現在）

| 借入先          | 借入額         |
|--------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行   | 3,245,895千円 |
| 株式会社東京スター銀行  | 2,609,729   |
| 株式会社あおぞら銀行   | 939,792     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 939,792     |
| 株式会社新生銀行     | 939,792     |



(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社から、当社及び当社元従業員に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。

詳細につきましては、「個別注記表 4. 貸借対照表に関する注記 (2) 偶発債務」をご参照ください。なお、個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.baycurrent.co.jp/>) に掲載しております。

2. 株式の状況 (2018年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,470,000株
- (3) 株主数 6,714名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                                 | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 江口 新                                                                                | 1,555,714株 | 10.19% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                            | 1,521,000  | 9.96   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                                          | 1,459,300  | 9.56   |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS | 660,000    | 4.32   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019                                          | 649,000    | 4.25   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)                                          | 460,800    | 3.02   |
| THREADNEEDLE INVESTMENT FUNDS ICVC-JAPAN FUND                                       | 433,400    | 2.84   |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055                                                         | 382,600    | 2.51   |
| GOVERNMENT OF NORWAY                                                                | 358,200    | 2.35   |
| 野村證券株式会社                                                                            | 336,700    | 2.21   |

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。  
2. 持株比率は自己株式 (203,643株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                  | 第 2 回 新 株 予 約 権                                  |
|------------------------|---------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2015年 2 月27日                                     | 2015年 2 月27日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 2,749個 (注) 1                                     | 1,616個 (注) 1                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 54,980株<br>(新株予約権 1 個につき20株)<br>(注) 1、 2    | 普通株式 32,320株<br>(新株予約権 1 個につき20株)<br>(注) 1、 2    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権 1 個当たり 555円<br>(注) 1                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 8,885円<br>(1 株当たり 445円)<br>(注) 1、 2 | 新株予約権 1 個当たり 8,885円<br>(1 株当たり 445円)<br>(注) 1、 2 |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2015年 3 月 1 日から<br>2023年 2 月28日まで                | 2017年 3 月 1 日から<br>2023年 2 月28日まで                |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 3                                            | (注) 3                                            |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 2,749個<br>目的となる株式数 54,980株<br>保有者数 4名    | 新株予約権の数 1,616個<br>目的となる株式数 32,320株<br>保有者数 1名    |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名             |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名             |

- (注) 1. 2015年 9 月15日に、普通株式を対価とする取得条項により、普通株式86,000株を対価として A 種優先株式172,000株を取得したことに伴い、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。
2. 2016年 3 月 7 日開催の取締役会決議により、2016年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

3. ①新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等（新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。）していない場合に限り本新株予約権を行使できる。但し、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- ③新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- ④新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- ⑤新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 2018年2月28日現在において交付時より新株予約権の数が、11,147個減少しております。
- ①2015年9月15日に普通株式を対価とする取得条項により増加した分
- |          |      |          |      |    |        |
|----------|------|----------|------|----|--------|
| 第1回新株予約権 | 972個 | 第2回新株予約権 | 972個 | 合計 | 1,944個 |
|----------|------|----------|------|----|--------|
- ②行使ができないため減少した分
- |          |        |          |        |    |        |
|----------|--------|----------|--------|----|--------|
| 第1回新株予約権 | 2,943個 | 第2回新株予約権 | 3,233個 | 合計 | 6,176個 |
|----------|--------|----------|--------|----|--------|
- ③ベスティングされなかったため減少した分
- |          |                       |      |  |  |  |
|----------|-----------------------|------|--|--|--|
| 第1回新株予約権 |                       |      |  |  |  |
|          | 2016年5月31日の第1回目ベスティング | 783個 |  |  |  |
|          | 2017年5月31日の第2回目ベスティング | 868個 |  |  |  |
- ④行使により減少した分
- |          |        |          |        |    |        |
|----------|--------|----------|--------|----|--------|
| 第1回新株予約権 | 1,385個 | 第2回新株予約権 | 3,879個 | 合計 | 5,264個 |
|----------|--------|----------|--------|----|--------|
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                          |
|----------|--------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 阿部 義之  |                                       |
| 取締役      | 小塚 裕史  | デジタル・イノベーション・ラボ責任者                    |
| 取締役      | 池平 謙太郎 | 営業本部長                                 |
| 取締役      | 中村 公亮  | 管理本部長                                 |
| 取締役      | 小路 敏宗  | 中央総合法律事務所 弁護士                         |
| 常勤監査役    | 奥山 芳貴  |                                       |
| 監査役      | 藤本 哲也  | 藤本哲也税理士事務所代表                          |
| 監査役      | 糟谷 祐一郎 | 糟谷公認会計士・税理士事務所代表<br>(株)リビングギャラリー社外取締役 |

- (注) 1. 取締役小路敏宗氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤本哲也氏及び監査役糟谷祐一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役藤本哲也氏は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。
5. 監査役糟谷祐一郎氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役小路敏宗氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位 |
|------|------------|------|--------|
| 清塚 徳 | 2017年5月30日 | 任期満了 | 社外取締役  |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|--------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 298,080千円<br>(5,400) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 17,700<br>(7,200)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(3)  | 315,780<br>(12,600)  |

- (注) 1. 上記には、2017年5月30日付で退任した社外取締役1名は、無報酬のため含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については以下のとおりです。
- ①取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。
- ②監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会において決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他<sub>1</sub>の法人等<sub>2</sub>の重要な兼職<sub>3</sub>の状況及び当社と当該他<sub>1</sub>の法人等<sub>2</sub>との関係
- 当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。
- 社外取締役である小路敏宗氏は、中央総合法律事務所の所属弁護士であります。
- 社外監査役である藤本哲也氏は、藤本哲也税理士事務所の代表であります。
- 社外監査役である糟谷祐一郎氏は、糟谷公認会計士・税理士事務所の代表及び(株)リビングギ  
ャラリーの社外取締役であります。
- 当社は、社外取締役、社外監査役に、株主と利益相反のおそれのない者を選任しており、当  
社とそれぞれの兼職先との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありま  
せん。

② 当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況及び発言状況                                                                                    |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 小路 敏 宗    | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、主に<br>弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っ<br>ております。                   |
| 監査役 藤 本 哲 也   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、及び監査役会<br>13回のうち13回に出席し、主に税理士としての幅広い実績と見識<br>に基づき、適宜必要な発言を行っております。   |
| 監査役 糟 谷 祐 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、及び監査役会<br>13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての幅広い実績と<br>見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議が  
あったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称  
有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 28,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,000    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年9月18日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人は、取締役会で定められた「職務権限規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、その職務を執行し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等を遵守する体制の構築を推進するとともに、管理本部は必要に応じて取締役及び使用人に対して研修会を行う。
  - ・取締役及び使用人は、取締役会で定められた「内部通報規程」に基づき、窓口として社外弁護士事務所を内部通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。法令、定款等違反の行為が発見された場合には、管理部が社外弁護士事務所と連携し、速やかに事実関係を調査し、取締役会に報告のうえ、社外弁護士その他の外部専門家とも協力しながら対応に努める。
  - ・内部監査室が内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行に関し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等との適合状況を調査する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役は、「文書管理規則」に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書若しくは電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。なお、上記情報の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」で各文書の種類ごとに定めるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する体制
  - ・取締役会で定められた「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、コンプライアンス推進委員会を設置し継続的に管理することにより損失の最小化に努める。
  - ・コンプライアンス推進委員会は毎月1回の定例開催の他、必要に応じ臨時開催する。

- ・コンプライアンス推進委員会は必要に応じて各本部にリスクの洗出しや、各本部におけるリスク管理に関する対応状況の報告を指示することなどによりリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - ・管理部をリスク管理担当部門とし、牽制機能として二次リスク管理を行い、コンプライアンス推進委員会が組織横断的・総合的なリスク管理を推進する体制とする。
  - ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告し、必要に応じて、適切な対応を行う。
  - ・事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を臨時開催し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的かつ迅速な意思決定を行う。
  - ・職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、当該定められたルールに従って取締役に職務を執行させるとともに、内部監査を通じて取締役の職務執行状況を把握し、その妥当性・有効性を検証する。
  - ・取締役は、「予算管理規程」に基づき、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、取締役のほか本部長等で構成される営業会議及び取締役会におけるレビュー、改善策の実施等により、取締役の職務の効率性を確保する。
  - ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。
  - ・監査役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、每期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。
  - ・ 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施する。
  - ・ 補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、監査役による監査役の職務補助に係る指示の実効性を確保する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他の事項に関する報告を行う。
  - ・ 取締役及び使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす可能性のある事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款等違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができる。
  - ・ 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。
  - ・ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議において、取締役及び使用人の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について、これを把握し、適切な意見を述べることができるよう、その機会を確保する。
  - ・ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
  - ・ 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長との意見交換を随時行う。
  - ・ 監査役は、月 1 回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を随時行う。

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

② 内部監査の実効性の確保のための取り組み

内部監査につきましては、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査については、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長及び監査役に報告しております。さらに、内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。

③ 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役監査につきましては、監査役会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査役が監査業務を分担して実施し、監査役会において情報共有を行っております。

なお、内部監査室、監査役会及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2018年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)       |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産         | 6,262,974  | 流 動 負 債         | 3,780,906  |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,135,951  | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,050,000  |
| 売 掛 金           | 2,375,173  | 未 払 金           | 414,915    |
| 仕 掛 品           | 299,761    | 未 払 法 人 税 等     | 925,953    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 330,504    | 未 払 消 費 税 等     | 402,048    |
| そ の 他           | 123,792    | 賞 与 引 当 金       | 603,633    |
| 貸 倒 引 当 金       | △2,207     | そ の 他           | 384,357    |
| 固 定 資 産         | 16,850,233 | 固 定 負 債         | 7,875,763  |
| 有 形 固 定 資 産     | 366,990    | 長 期 借 入 金       | 7,625,000  |
| 建 物             | 311,912    | 繰 延 税 金 負 債     | 161,059    |
| 工具、器具及び備品       | 55,078     | 資 産 除 去 債 務     | 89,704     |
| 無 形 固 定 資 産     | 15,966,529 | 負 債 合 計         | 11,656,669 |
| の れ ん           | 15,329,719 | (純 資 産 の 部)     |            |
| 顧 客 関 連 資 産     | 592,429    | 株 主 資 本         | 11,452,854 |
| そ の 他           | 44,381     | 資 本 金           | 149,088    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 516,714    | 資 本 剰 余 金       | 7,624,354  |
| 敷 金             | 516,451    | 資 本 準 備 金       | 49,087     |
| そ の 他           | 263        | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 7,575,267  |
| 資 産 合 計         | 23,113,207 | 利 益 剰 余 金       | 4,072,866  |
|                 |            | 利 益 準 備 金       | 25,000     |
|                 |            | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 4,047,866  |
|                 |            | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 4,047,866  |
|                 |            | 自 己 株 式         | △393,454   |
|                 |            | 新 株 予 約 権       | 3,684      |
|                 |            | 純 資 産 合 計       | 11,456,538 |
|                 |            | 負 債 純 資 産 合 計   | 23,113,207 |

# 損 益 計 算 書

( 2017年 3 月 1 日から )  
( 2018年 2 月28日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |            |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                   |           | 20,423,923 |
| 売 上 原 価                 |           | 11,588,790 |
| 売 上 総 利 益               |           | 8,835,133  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 5,570,770  |
| 営 業 利 益                 |           | 3,264,363  |
| 営 業 外 収 益               |           |            |
| 受 取 利 息                 | 3         | 3          |
| 営 業 外 費 用               |           |            |
| 支 払 利 息                 | 71,784    |            |
| 支 払 手 数 料               | 2,667     |            |
| そ の 他                   | 5,984     | 80,435     |
| 経 常 利 益                 |           | 3,183,931  |
| 特 別 利 益                 |           |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 1,047     | 1,047      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 3,184,978  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,344,098 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △144,863  | 1,199,235  |
| 当 期 純 利 益               |           | 1,985,743  |

株主資本等変動計算書

( 2017年 3 月 1 日から )  
( 2018年 2 月28日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                             |              |          |             |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|-----------------------------|--------------|----------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                             |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
| 当 期 首 残 高               | 149,088 | 49,087    | 7,866,163      | 7,915,250    | 25,000    | 2,526,223                   | 2,551,223    | －        | 10,615,561  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |                             |              |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              |           | △464,100                    | △464,100     |          | △464,100    |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |           | 1,985,743                   | 1,985,743    |          | 1,985,743   |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |           |                             |              | △772,928 | △772,928    |
| 自己株式の処分                 |         |           | △290,896       | △290,896     |           |                             |              | 379,474  | 88,578      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                |              |           |                             |              |          |             |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | △290,896       | △290,896     | －         | 1,521,643                   | 1,521,643    | △393,454 | 837,293     |
| 当 期 末 残 高               | 149,088 | 49,087    | 7,575,267      | 7,624,354    | 25,000    | 4,047,866                   | 4,072,866    | △393,454 | 11,452,854  |

|                         | 新株予約権  | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------|--------|------------|
| 当 期 首 残 高               | 6,041  | 10,621,602 |
| 当 期 変 動 額               |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |        | △464,100   |
| 当 期 純 利 益               |        | 1,985,743  |
| 自己株式の取得                 |        | △772,928   |
| 自己株式の処分                 |        | 88,578     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △2,357 | △2,357     |
| 当期変動額合計                 | △2,357 | 834,936    |
| 当 期 末 残 高               | 3,684  | 11,456,538 |

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権行使のご案内



会計監査報告

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |    |    |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|----|------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |    |    | 2018年4月17日 |
| 株式会社ベイカレント・コンサルティング                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |    |    |            |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |    |    |            |
| 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |    |    |            |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 公認会計士 | 伊藤 | 憲次 | 印          |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 公認会計士 | 鈴木 | 健夫 | 印          |
| <p>当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2017年3月1日から2018年2月28日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する経営者の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任</p> <p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> |       |    |    |            |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月20日

株式会社バイカレント・コンサルティング 監査役会

常勤監査役 奥 山 芳 貴 ⑩  
社外監査役 藤 本 哲 也 ⑩  
社外監査役 糟 谷 祐一郎 ⑩

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2018年5月29日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。  
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。  
イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権行使のご案内

# 株主総会会場ご案内図

**会 場** 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 4階 「扇」



**交通のご案内**

**新宿駅西口より徒歩／約5分（JR・京王線・小田急線・地下鉄）**  
新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。

**都営大江戸線都庁前駅より徒歩／地下道B1出口よりすぐ**  
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

